別紙１

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　　御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

計２枚（本紙を除く）

Vol.７２５

平成３１年４月２４日

厚生労働省老健局高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

事　務　連　絡
平成３１年４月２４日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管課（室）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び
貸与価格の上限の公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、平成 30 年 10 月から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限（以下、「上限価格」という。）を設けており、設定された上限価格については、施行後の実態も踏まえつつ、概ね１年に１度の頻度で見直しを行うこと、また、新商品についても３ヶ月に１度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

平成 30 年 10 月に設定された上限価格については、第 170 回社会保障審議会介護給付費分科会（平成 31 年４月 10 日）における議論を踏まえ、今年度は見直しを行わず、新商品についてのみ上限設定を行うこととし、今後の見直しについては、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととなりました。

また、本年 10 月から実施される消費税率引上げの対応として、「消費税引上げに伴う福祉用具貸与価格の上限等の取扱いについて（通知）」（平成 31 年３月 28 日当課課長通知老高発 0328 第２号）を発出し、本年 10 月以降、消費税率引上げ分を現在の全国平均貸与価格及び上限価格に反映させることとしており（平成 30 年 10 月上限設定分を含む。）、その上限一覧については別途お知らせをすることとしておりました。

今般、上記を踏まえた本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、下記のとおりお知らせいたします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

なお、平成 30 年 10 月上限設定分については、本年９月貸与分までは従来の上限が適用されますので、ご留意ください。

記

本年 10 月貸与分の全国平均貸与価格及び上限価格の掲載先について

新商品及び消費税率引上げ分を反映した全国平均貸与価格及び上限価格は、厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いします。

掲載先（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。
http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml

【厚生労働省担当】
厚生労働省老健局　高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係
電　　話：03-5253-1111（内 3985）
e-mail： fukushiyougu@mhlw.go.jp

別紙2

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

○　平成 31 年４月 24 日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。

○　法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

○　法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

１．一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

①　昭和 23 年９月 11 日から平成８年９月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

②　①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

２．一時金の請求手続きについて

・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。

・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

・請求期限は、平成 31 年４月 24 日（法律の施行日）から５年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

●請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。

●請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。

・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
・優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

３．一時金の金額

・一時金の額は、320 万円（一律）です。
・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

４．お問い合わせ先

・具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
・また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する電話相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県 受付・相談窓口一覧

平成31年4月24日現在

No.	都道府県	窓口	電話番号
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	0120−031−711(専用)
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	017−734−9303 ※専用回線を準備中
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県内各保健所	019−629−5456(子ども子育て支援課)のほか県内各保健所 ※専用回線準備中
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	022−211−2322(専用)
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	018−860−1431(専用)
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	023−630−2459(専用)
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	024−521−8205
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	029−301−3270(専用)
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	028—623—3064
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	027—226—2606
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	048−831−2777(専用)
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口(児童家庭課)	043−223−2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	03—5320—4206(専用)
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	045-210-4727 ※専用回線準備中
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	025−280−5197
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076-444-3226(健康課) 076-444-3525(専用 5/20～)
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076−225−1495(専用)のほか県内各保健福祉センター
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課 県内各健康福祉センター	0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	055−223−1360(専用)
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	026−235−7143(専用)
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	058−272−0877(専用)
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	054−221−3157(専用)
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	052−954−6009(専用)
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	059−224−2260(専用)
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	077−528−3653
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	075−451−7100(専用)
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	06−6944−8196(専用)
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	078−362−3439(専用)
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0742−27−8643(専用)
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	073−441−2642(健康推進課)のほか県内各保健所
31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	0857−26−7158
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0120−012974(専用) 0852−22−6625(専用)
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	086−226−7870(専用)
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	082−227−1040(専用)
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	083−933−2946(専用)
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	088−621−2300(専用)のほか県内各保健所
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	087−832−3900(専用)
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	089−912−2405(健康増進課)のほか県保健所
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	088−823−9727(専用)
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	092-632-5175(専用)
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	0120−525−856(専用)
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	095−895−2445
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	096−333−2352(専用)
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	097−506−2760(専用)
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0985−26−0210(専用)
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	099−286−3374(専用)
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	098−866−2215

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

＜厚生労働省　旧優生保護法一時金相談窓口＞

電話番号　03-3595-2575

受付時間　９：30～18：00　（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

別紙３

幸せ実感都市『ながの』

第１号　平成 31 年４月 25 日

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

架空請求のはがきにご注意ください！

・消費者確認通知書・民事訴訟裁判通達書・民事訴訟通告書

などと書かれた**架空請求のはがき**が、引き続き市内の５０代から７０代の女性を中心に送りつけられています。

差出人は、消費者生活センター、地方裁判所管理局や民事訴訟管理センターなどを名乗っており、「至急連絡がない場合は、被告の財産差し押さえを強制執行する」などと書かれています。あわてて連絡すると、ニセの弁護士事務所の電話番号を案内されるなど、言葉巧みに個人情報を聞きお金をだまし取られてしまいます。

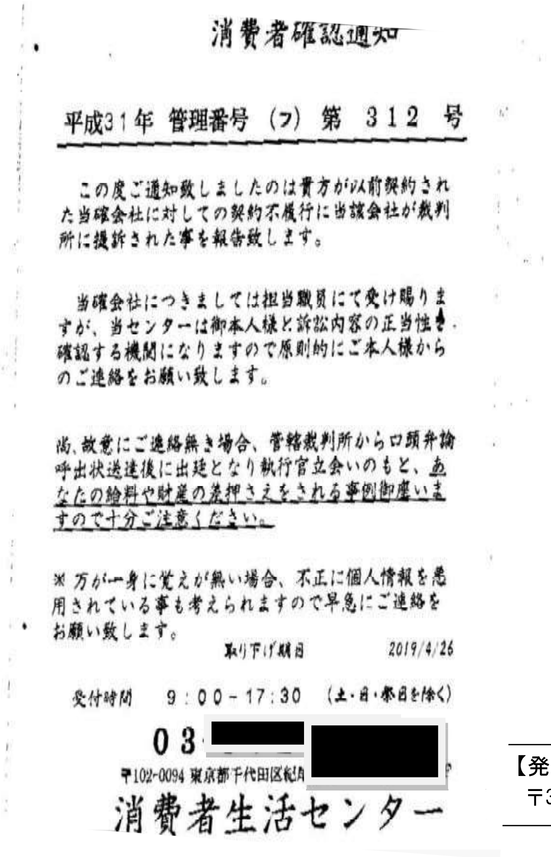

消費者確認通知

平成31年 管理番号 (フ) 第 312 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された当確会社に対しての契約不履行に当該会社が裁判所に提訴された事を報告致します。

当確会社につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則的にご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、故意にご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされる事例御座いますので十分ご注意ください。

※ 万が一身に覚えが無い場合、不正に個人情報を悪用されている事も考えられますので早急にご連絡をお願い致します。

取り下げ期日　2019/4/26

受付時間　9：00－17：30　(土・日・祭日を除く)

03[redacted]

〒102-0094 東京都千代田区紀[redacted]

消費者生活センター

「忘れたころにやってくる」のが、特殊詐欺。

今も消費生活センターには、毎日同じような相談が寄せられています。

このような**はがきは無視し、絶対に相手方に電話などしない**でください。

～不安を感じたら迷わず電話～

◆長野市消費生活センター　224-5777

（消費者ホットライン 188）

◆長野中央警察署　244-0110

◆長野南警察署　292-0110

（警察相談専用電話 ＃9110）

【発行元】長野市地域・市民生活部 市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1 長野市もんぜんぷら座４階